

■ 指定確認検査機関の処分の基準（別表） 新旧対照表

改定案					現 行					
(別表)					(別表)					
根拠条項	関係条項	処 分 事 由	処分 ランク	標準的な処分内容	根拠条項	関係条項	処 分 事 由	処分 ランク	標準的な処分内容	
77の35 一	6の2⑨	適合しない旨の通知書等の交付義務違反(※1)	D	業務停止命令 1月	77の35 一					
	6の2⑩	特定行政庁への報告義務違反(※1)	D	業務停止命令 1月		6の2③	特定行政庁への報告義務違反(※1)	D	業務停止命令 1月	
	7の2③	完了検査引受証の交付等義務違反(※2)	D	業務停止命令 1月		7の2③	完了検査引受証の交付等義務違反(※2)	D	業務停止命令 1月	
	7の2④	完了検査の期限内履行義務違反(※2)	D	業務停止命令 1月		7の2④	完了検査の期限内履行義務違反(※2)	D	業務停止命令 1月	
	7の2⑤	検査済証の交付義務違反(※2)	D	業務停止命令 1月		7の2⑤	検査済証の交付義務違反(※2)	D	業務停止命令 1月	
	7の2⑥	完了検査結果の報告義務違反(※2)	D	業務停止命令 1月		7の2⑥	完了検査結果の報告義務違反(※2)	D	業務停止命令 1月	
	7の4②	中間検査引受証の交付等義務違反(※3)	D	業務停止命令 1月		7の4②	中間検査引受証の交付等義務違反(※3)	D	業務停止命令 1月	
	7の4③	中間検査合格証の交付義務違反(※3)	D	業務停止命令 1月		7の4③	中間検査合格証の交付義務違反(※3)	D	業務停止命令 1月	
	7の4⑥	中間検査結果の報告義務違反(※3)	D	業務停止命令 1月		7の4⑥	中間検査結果の報告義務違反(※3)	D	業務停止命令 1月	
	18の3③	確認審査等に関する指針によらない確認審査 (「77の35②五その他③」に係るものを除く。)	D	業務停止命令 1月						
	77の21②	名称等の変更の届出義務違反	D	業務停止命令 1月		77の21②	名称等の変更の届出義務違反	E	監督命令	
	77の22①	無認可による業務区域の増加	C	業務停止命令 3月		77の22①	無認可による業務区域の増加	C	業務停止命令 3月	
	77の22②	業務区域の減少の届出義務違反	D	業務停止命令 1月		77の22②	業務区域の減少の届出義務違反	E	監督命令	
77の24①	確認検査員以外の者による確認検査の実施	C	業務停止命令 3月	77の24①	確認検査員以外の者による確認検査の実施	C	業務停止命令 3月			

	77の24②	確認検査員の建築基準適合判定資格者からの選任義務違反	C	業務停止命令 3月
	77の24③	確認検査員の選任又は解任の届出義務違反	D	業務停止命令 1月
	77の26	確認検査義務違反	C	業務停止命令 3月
	77の28	指定区分等の掲示義務違反	D	業務停止命令 1月
	77の29	帳簿の備付け・書類保存義務違反	D	業務停止命令 1月
	77の29の2	業務実績等の書類の備置き、閲覧義務違反、虚偽記入	D	業務停止命令 1月
	77の34①	確認検査の業務の休廃止の届出義務違反	D	業務停止命令 1月
77の35 ②二	77の27①	①秘密保持義務違反	B	業務停止命令 6月
		②法第93条第1項の消防長等の同意を得ない建築確認	C	業務停止命令 3月
		③法第93条第4項の消防長等への通知義務違反	C	業務停止命令 3月
		④法第93条第5項の保健所長への通知義務違反	C	業務停止命令 3月
		⑤その他確認検査業務規程によらない確認検査	C	業務停止命令 3月
77の35 ②三	77の24④	役員等構成の基準不適合に伴う確認検査員解任命令に違反	A	取消し
	77の27③	確認検査業務規程の変更命令違反	A	取消し
	77の30	監督命令違反	A	取消し
77の35 ②四	77の20一	確認検査員の必要人数基準への不適合	C	業務停止命令 3月
	77の20二	確認検査業務の実施計画に係る基準への不適合	C	業務停止命令 3月

	77の24②	確認検査員の建築基準適合判定資格者からの選任義務違反	C	業務停止命令 3月
	77の24③	確認検査員の選任又は解任の届出義務違反	E	監督命令
	77の26	確認検査義務違反	C	業務停止命令 3月
	77の28	指定区分等の掲示義務違反	D	業務停止命令 1月
	77の29	帳簿の備付け・書類保存義務違反	D	業務停止命令 1月
	77の34①	確認検査の業務の休廃止の届出義務違反	D	業務停止命令 1月
77の35 ②二	77の27①	①秘密保持義務違反	B	業務停止命令 6月
		②法第93条第1項の消防長等の同意を得ない建築確認	D	業務停止命令 1月
		③法第93条第4項の消防長等への通知義務違反	D	業務停止命令 1月
		④法第93条第5項の保健所長への通知義務違反	D	業務停止命令 1月
		⑤その他確認検査業務規程によらない確認検査	C	業務停止命令 3月
77の35 ②三	77の24④	役員等構成の基準不適合に伴う確認検査員解任命令に違反	A	取消し
	77の27③	確認検査業務規程の変更命令違反	A	取消し
	77の30	監督命令違反	A	取消し
77の35 ②四	77の20一	確認検査員の必要人数基準への不適合	C	業務停止命令 3月
	77の20二	確認検査業務の実施計画に係る基準への不適合	C	業務停止命令 3月

77の20三	有する財産の評価額の経理的基礎に係る基準への不適合	C	業務停止命令3月	
77の20四	その他経理的基礎に係る基準への不適合	C	業務停止命令3月	
77の20五	①制限業種を兼任する確認検査員の選任	B	業務停止命令6月	
	②代表者及び担当役員が関係する個人、企業、団体等が設計、工事監理、施工等を行う建築物に係る確認検査の実施	B	業務停止命令6月	
	③確認検査員又は補助員による、その者が関係する個人、企業、団体等が設計、工事監理、施工等を行う建築物に係る確認検査への従事	B	業務停止命令6月	
	④業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれのある株主等の構成	B	業務停止命令6月	
77の20六	機関としての制限業種の実施等	A	取消し	
77の20七	確認検査の業務を行うにつき十分な適格性を有していない	C	業務停止命令3月	
77の35 ②五	77の31①	①確認検査の業務に関し必要な報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき	C	業務停止命令3月
		②確認検査の業務の状況等の検査を拒み、妨げ又は忌避したとき	C	業務停止命令3月
		③確認検査の業務の状況等の質問に対して答弁せず、又は虚偽の答弁をしたとき	C	業務停止命令3月
	77の31②	①確認検査の業務の状況等の検査を拒み、妨げ又は忌避したとき	C	業務停止命令3月
		②確認検査の業務の状況等の質問に対して答弁せず、又は虚偽の答弁をしたとき	C	業務停止命令3月

77の20三	経理的基礎に係る基準への不適合	C	業務停止命令3月	
77の20四	①制限業種を兼任する確認検査員の選任	B	業務停止命令6月	
	②代表者及び担当役員が関係する個人、企業、団体等が設計、工事監理、施工等を行う建築物に係る確認検査の実施	B	業務停止命令6月	
	③確認検査員又は補助員による、その者が関係する個人、企業、団体等が設計、工事監理、施工等を行う建築物に係る確認検査への従事	B	業務停止命令6月	
	④業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれのある株主の構成	B	業務停止命令6月	
77の20五	機関としての制限業種の実施	A	取消し	
77の20六	確認検査の業務を行うにつき十分な適格性を有していない	C	業務停止命令3月	
77の35 ②五	77の31①	①確認検査の業務に関し必要な報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき	D	業務停止命令1月
		②確認検査の業務の状況等の検査を拒み、妨げ、又は忌避したとき	D	業務停止命令1月
		③確認検査の業務の状況等の質問に対して答弁せず、又は虚偽の答弁をしたとき	D	業務停止命令1月

	77の35② 本文	業務停止命令違反	A	取消し
	その他	①法第6条の2第11項の規定に基づく確認済証の失効	A～ D	業務停止命令又は取消し
		②法第6条の2、7条の2又は7条の4の規定に基づく特定行政庁への報告又は通知の内容の誤り	D	業務停止命令1月
		③法第6条の2第1項の確認又は法7条の2第1項若しくは7条の4第1項の検査における著しく不適切な判断	A～ D	業務停止命令又は取消し
		④その他確認検査の業務に関する著しく不適切な行為	C	業務停止命令3月
77の35 ②六	77の19等	不正な手段により指定を受けたとき	A	取消し

(注1)「根拠条項」及び「関係条項」欄について、例えば、「77の35②一」は「第77条の35第2項第1号」の意である。

(注2)「処分等事由の内容」欄の「(※1)」、「(※2)」及び「(※3)」は次のとおりである。

(※1)：法第87条第1項、第87条の2又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。

(※2)：法第87条の2又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。

(※3)：法第87条の2又は第88条第1項において準用する場合を含む。

	77の35② 本文	業務停止命令違反	A	取消し
	その他	①法第6条の2第4項の規定に基づく確認済証の失効	A～ E	監督命令、業務停止命令又は取消し
		②法第6条の2、7条の2又は7条の4の規定に基づく特定行政庁への報告又は通知の内容の誤り	D	業務停止命令1月
		③法第6条の2第1項の確認又は法7条の2第1項若しくは7条の4第1項の検査における著しく不適切な判断	A～ E	監督命令、業務停止命令又は取消し
		④その他確認検査の業務に関する著しく不適切な行為	C	業務停止命令3月
77の35 ②六	77の19等	不正な手段により指定を受けたとき	A	取消し

(注1)「根拠条項」及び「関係条項」欄について、例えば、「77の35②一」は「第77条の35第2項第1号」の意である。

(注2)「処分等事由の内容」欄の「(※1)」、「(※2)」及び「(※3)」は次のとおりである。

(※1)：法第87条第1項、第87条の2又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。

(※2)：法第87条の2又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。

(※3)：法第87条の2又は第88条第1項において準用する場合を含む。